第三者評価結果

A-1 保育内容

第三者評価結果

A-1-(1) 保育課程の編成

【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子ども の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的 な計画を作成している。

а

〈コメント〉

「藤沢市保育における全体的な計画」は藤沢市保育理念、保育方針、保育目標に基づいて「育みたい資質・能力3本柱」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」を掲げ年齢ごとの保育目標が明示されています。藤沢市公立保育園園長会組織の「保育内容委員会」を開催し、自らの保育を見直し専門的な力量を高め、保育の実践、展開、充実につなげています。また藤沢市保育計画に基づき、保育に関わる課題について検討しています。

全体的な計画をもとに、各園で年齢や子どもの発達状態に合わせ、年間保育実施(指導)計画を 作成し、毎月職員会議で各クラスについて話し合い共有しています。発達コーディネーターによる 個人配慮なども具体的に周知し共有しています。日誌、週・日案、月案の評価、反省を次回に反映 し連続性のある保育の実践に取り組んでいます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

6

〈コメント〉

藤沢市保健指針、保育の手引き、安全衛生管理マニュアが整備され、保育室内外の清掃は毎日行いチェック表を用いて安全確認をしています。保育室内は温・湿度管理を記録し、天候や活動に合わせて調節しています。

家具等の危険な箇所はクッション材で保護し、子どもの年齢に合わせた玩具を揃え安全に遊べるようにしています。子どもが遊びを選んだり、くつろげる空間作りを大切に環境設定を行い、各保育室内は、可動式のパーテーションや仕切りを使ったコーナーを設置し、畳やマットを敷いてくつろげる場所を確保しています。絵本コーナーや面談室など、少人数で遊べるスペースも用意し、じっくり遊び込んだり、気分転換がしやすい環境を整えています。午睡用寝具は年1回業者によるクリーニングを実施しています。コロナ対策として適宜換気をし、室内は次亜塩素酸水溶液を使用し、玩具はアルコール及び電解水で消毒を行っています。食事の際は向かい合わせにならないように配置しています。

【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

а

〈コメント〉

「藤沢市保育計画」を基に、子どものありのままを受け止め、心の安定を図りながらきめ細かく対応しています。

入園時のアセスメントから子どもの発達過程や家庭の状況を把握し、児童票を作成し職員間で共有しています。子ども一人ひとりのありのままを受け止め、思いに共感し、個々に合わせた見守りや声掛けを行い、子どもが自分の気持ちを表現できるように対応しています。乳児は担当制保育を実施し特定の保育士との関わりで安心感や信頼関係を築いています。月間及び週(日)保育実施計画の中に「個別の配慮」記入欄を設け、配慮が必要な子どもの配慮事項や対応について記入し、職員会議で報告し、担任以外でも必要な対応ができるようにしています。各クラスで日誌を振り返る取り組みを行い、子どもたちの興味・関心や成長、発達状況を汲み取り、更なる成長発達を促せるよう工夫しています。園内研修で評価・反省について話し合い、保育計画の内容について検討し、子どもの様子を共有する機会を作っています。またケース検討会を行い課題を共有しています。

【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる 環境の整備、援助を行っている。

а

〈コメント〉

藤沢市保健指針を基に年間保健計画を作成し、子どもたちが基本的な生活習慣を身に付けられるよう年齢に合わせ、環境の整備、援助を行っています。 乳児は担当制保育を行い、一人ひとりに合わせた援助を心掛け、自分でやろうとする気持ちを育むことを大切にしています。カゴやロッカーにマークを付けたり、片付ける場所が分かるように玩具の写真を貼る等環境を整えています。 幼児については乳児からのマークを継続して使用し、自分のものを自分で扱えるようにしています。 又、子どもたちが主体的に生活習慣を身に付けられるよう、一日の生活の流れをカードで示し掲示しています。 家庭での子どもの生活リズム等様子を聞きながら、一人ひとりの状態に応じて睡眠や休息が取れるよう配慮しています。 コロナ禍であるためクラスごとに食育、保育、環境、人権について集会を開き、各クラスの子どもたちが理解できる工夫を行っています。

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの 生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

〈コメント〉

子どもの成長発達や興味に合わせ室内環境を整え、主体的に活動できるよう玩具の用意やコーナー設定を行っています。子どもの様子を把握し、子どもたちと話し合い、保育を展開しています。子どもの「~したい、やりたい」という気持ちを受け止め、子どもの思いを保育計画に工夫して取り入れています。異年齢交流のお店屋さんごっこは、子どもたちと話し合い、各クラスで商品作りをしました。

各クラスに遊び毎のコーナーやほっとできるスポット、廃材の自由工作コーナーを作りを意識的に配置し、寛いだり好きな遊びに集中できるように工夫しています。子どもたちはダンボールで大がかりな迷路を作り完成させています。5歳児は運動会の出し物に、みんなに見せたい事を競技に取り入れて行っています。常に保育室内の環境を見直し、玩具の入れ替えや環境設定を再検討することで成長過程に合った遊びが経験できるようにしています。

[A6]	A-1-(2)-(5)	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に	
		展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方	а
		法に配慮している。	

〈コメント〉

O歳児クラスは、担当制保育を行い、保育士は子ども1人ひとりの生活リズムや発達状況に応じ、個別保育実施計画とクラスの保育実施計画を作成し保育を行っています。睡眠時はSIDS対策としてタイマーを使用し、定期的に睡眠状態を確認し記録を行っています。送迎時や連絡帳を使って保護者と連携を図り、家庭的な雰囲気の中で過ごせるよう環境を工夫したり、授乳やおむつ替えの際には保育士と一対一の関わりの中で安心と気持ちよさを味わえるように心がけています。際には保育士と一対一の関わりの中で安心と気持ちよさを味わえるように心がけています。関わりの情と、身振りによる表現を見逃さないように心がけています。思いを代弁する共感などの関わりの積み重ねにより、子どもの言葉や表現、情緒面の成長を促しています。ふれあいの時間を大切にし、愛着関係の構築や子どもの情緒の安定を図るためにわらべ歌遊びを取り入れ、子どもの育ちを保護者と共有したり、情報提供を行い子育て支援につなげています。個人票や家庭連絡票を毎日記録し、成長を共有しながら個人の発達に合わせた支援や援助をしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

〈コメント〉

1、2歳児クラスは、担当制保育を行い特定の保育士と愛着関係を築き、安心して自己表現できるようにしています。身の回りのことを自分でやろうとする意欲を高め、自分で「やりたい」という気持ちを大切に見守り、自我を受け止めながら丁寧な関わりをしています。個別保育実施計画を作成し、園全体でケース検討を行うことで、一人一人の目標(課題)に合わせた保育を行っています。保育室内を仕切り空間を分け、コーナーを作ったり、ホールを活用して少人数で落ち着いて過ごせる場所や室内にくつろげるスペースを作り、子どもが安心して過ごせるようにしています。コロナの影響で例年とは異なる保育となり、夏は水遊びの代わりに、色水や泥んこ遊びを行っています。他にも、感触遊びや指先を使った遊びなど子どもの発達に合わせた遊びを多く取り入れています。秋は散歩に出られない代わりに、園庭に落ち葉やどんぐり 松ぼっくりを用意してままごとに使えるようにする等、限られた環境の中でも楽しめる工夫をしています。

【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

〈コメント〉

各年齢の発達の特徴をふまえ、保育所保育指針及び藤沢市保育計画に基づいた保育実施計画を立てています。また、毎月の話し合いで子どもの姿を考慮した見直しを図り、より適した保育の提供へつなげています。

各クラス共、子ども達の姿に合わせて室内のレイアウトを変更したり、玩具の入れ替えを行い、発達に適した環境づくりをしています。3歳児クラスは、安心できる環境の中でルールある遊びや生活を充実させ、4歳児クラスでは楽しい活動を通して必要な約束が身につくようにしています。5歳児クラスは、子どもたち自身で考えて取り組むことを大切にしていて、各年齢ごとに自己発揮できる環境づくりを大切にしています。各クラスの取り組みは、毎日のボードや掲示で伝え、送迎時にも個々の様子を伝えるようにしています。適宜面談も行い、家庭での様子や子どもの育ちを共有していて、5歳児は就学に向けた内容も取り入れています。感染症の影響を考慮しながら、地域交流や近所の畑訪問(5歳児)等工夫しています。

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

子どもの発達状況や目標、ねらいについて、保護者と情報を共有し、その特性に配慮し個別保育実施計画を作成しています。保護者の希望や支援が必要なケースは関係機関と連携しています。 藤沢市の巡回指導員、藤沢市の発達コーディネーター研修を受講した保育士とともにアセスメントシートを活用し、ケース検討を行い、支援方法について職員会議で検討、共有し職員全員が対応できるようにしています。

子どもたちが過ごす環境を職員同士で考慮し、子どもたちの動線や家具の配置、午睡時の場所や部屋の明るさなどに配慮し、安心して過ごせる環境を整えています。ヒヤリハットがあった場合は、動向表に記録して周知し、子どもの特性に応じた改善策を職員間で共有、連携し、園全体で防止に努めています。子どもたちは、障がいの有無に関係なく、お互いに困っているときの声かけや手伝いを自然体で行っています。発達に遅れが見られる子どものために、一日の流れを写真や絵で示し時系列に視覚で確認できるようにしています。

【A10】A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

長時間保育は子どもの疲れに留意し、子どもの気持ちに寄り添い玩具や部屋のレイアウトを工夫 しゆったりと安心して過ごせるように環境を整えています。子どもの様子や状況について登降園 チェック表を活用し職員間で引き継ぎを行ない保護者へも様子を伝えられるようにし、注意事項や 大切なことは赤文字で記入し伝え忘れの無いように工夫をしています。

タ方の補食の時間まで、乳児・幼児に分かれて過ごし、遊びの充実と安心して過ごせる環境を提供し子どもの甘えも受容し大切にしています。登降園時に子どもの様子を保護者と確認し合ったり、面談などを通して子どもの成長や悩みなどを共有し支援を行っています。

【A11】A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

〈コメント〉

5歳児は全体的な計画、年間保育実施計画に就学に向けての取り組みが記載されています。 小学校との連携や幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿が記載されており、園内のロビーに写真を用いて掲示をし、保護者に知らせています。就学に向けて保護者と保育園で共に取り組めるよう5歳児は、年度初めの懇談会資料に"就学までに身に着けておきたいこと" を記し保護者へ発信しています。年度後半には小学校見学や小学校付近の散歩をしています。

4、5歳児で行っている交通安全教室では交通マナーを知り、散歩で実践し学びを深めています。保育所児童保育要録は保護者とクラス担任が面談して作成し、園長・主任が確認をし、子どもの就学 先に届けています。配慮を要する子どもの就学に向けては、学校と連絡を取り合い支援をしています。

A-1-(3) 健康管理

【A12】A-1-(3)-(1) 子どもの健康管理を適切に行っている。

а

〈コメント〉

藤沢市保健指針、健康管理マニュアルを基に園児の個別健康台帳を作成し、健康診断、体重測定等の記録を実施し、子どもの健康管理をしています。連絡帳の健康チェック表や家庭での様子を聞き、日々の健康観察を行っています。今年度はコロナ禍による自粛のため、健康確認が対面で行えない期間には、子どもの心身の健康状態を毎週電話で確認しています。保育園における体調の変化、ケガなどの場合は、保護者に連絡し、様子を伝えるとともに状況により通院しています。

通院後や降園時には、保育園での様子を詳しく伝え、翌日は必ず家庭での様子を確認しています。動向表で迅速に職員に周知しています。SIDSについては、乳児の呼吸のチェック、うつぶせ寝防止の確認を行っています。保護者には入園面談時に説明しています。保健コーナーでの掲示や保健だよりなどを配付し、保護者への情報提供を行っています。

【A13】A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。

6

〈コメント〉

毎月身体測定を行うとともに、年4回の内科検診を行っています。歯科検診は年2回、尿検査は年1回、視力検査は4~5歳児が実施し、保護者へ検査結果を文書でお伝えするとともに担任から受診のすすめを個別に声掛けをしています。幼児集会では、健康について期ごとにテーマを決め、保育士から子どもたちに向けてわかりやすく話をしています。

2~5歳児については、子どもの様子に合わせてクラスで食後のブクブクうがいや歯磨きに取り組んでいます。これらの取り組みの様子は、家庭にも伝えています。歯磨きは4~5歳児から開始し、 歯科衛生士が来園して指導していますが今年はコロナ禍のため一時中止しています。

【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

а

〈コメント〉

「藤沢市立保育園食物アレルギー対応の手引き」に基づき、適切に対応しています。アレルギー疾患のある子どもの確認は、入園前の面接や入園説明会に於いて保護者に十分説明し、医師の診断書、医師の指示書等の提出を求め、これを基に対応しています。保育園での対応は、アレルギー児専用トレーで色分けをし、名札を付けて食事を提供しています。給食の配膳時に調理員、保育士が連携し確認をしています。給食アレルギー疾患のある子どもの食事中には、保育士がそばについて対応しています。事前に献立表の食材のチェック、成分表のチェックなど、アレルギー食材を確認しています。

子どもの状況は職員間で共有し、緊急時に職員が誰でも対応できるよう定期的にアレルギーシミュレーション訓練を実施しています。毎食成分表と照らし合わせて調理と担任で確認することで誤食防止に努めています。アレルギーのある子どもが差別感を味あわないよう配慮しながら、食材の形状を変えて提供しています。日々の保育の中で子どもたちにわかりやすく伝えています。

A-1-(4) 食事

【A15】 A-1-(4)-(1) 食事を楽しむことができるよう工夫している。

а

〈コメント〉

食育年間計画を作成し計画に即して年齢ごとに合った食器を使ったり、援助を行っています。乳児クラスは担当職員が成長に合わせ適切に援助を行っています。離乳食は家庭と連携を取り合い成長に合わせ段階的に進めています。年長児は近所の畑で野菜を栽培、収穫をして食への関心を深めています。収穫した野菜の絵を描いたり、スタンプ遊びをし野菜に触れ、苦手なものを食べようとする姿が見られています。

幼児クラスのクッキング保育では、保育園で育てた野菜を収穫・調理し、食べる喜びを味わっています。その様子を写真で掲示し保護者が知る機会を設けています。エプロンシアターや掲示物を通し、栄養素について知る機会を持ち興味を深めています。調理員が各クラスを回り、栄養素を伝えたり、旬の食材や人気レシピなどについて定期的に掲示しています。また、食事には季節ごとに折り紙を添え楽しい雰囲気を作っています。年長児は近所の畑で野菜を栽培、収穫をして食への関心を深めています。

【A16】A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

а

〈コメント〉

スチームコンベクションを利用して野菜を柔らかくするだけでなく素材の味も活かし栄養価も損なわないように工夫して提供しています。藤沢市公立保育園共通の献立を使用し、季節の食材を取り入れ薄味を心掛けて食事を提供しています。衛生管理マニュアルや毎日の点検表を使用しながらドライシステム調理場の特徴を活かしながら安全な給食を提供しています。子ども達と一緒に食事をすることで嗜好を把握し、切り方等を工夫して少しでも残食を減らせるよう工夫しています。

A-2 子育て支援

第三者評価結果

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を 行っている。

а

〈コメント〉

全園児の毎日の状態は、連絡表と登降園時の保護者との会話で情報交換を行っています。外国の保護者には、配布物・掲示物にフリガナや通訳を付けるなど、保護者と園との情報交換に努めています。園の方針や活動内容が分かりやすいように写真に説明をつけて掲示し、懇談会や個人面談で更に詳しく保育内容を説明しています。

コロナ禍により、対面式の懇談会などは回数を減らしていますが、いつも以上に毎日の活動内容をイラストや写真を付けたクラスだよりや掲示物を増やし、子どもたちの成長を視覚化、言語化で分かりやすく伝わる工夫をしています。家庭の状況や相談内容は必要に応じて児童票に記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

а

〈コメント〉

保護者の思いや悩みなどの相談には、保育の専門性を活かしたアドバイスや家庭の事情に配慮した支援を行っています。個人面談は年に1回行いますが、保護者の希望により、随時相談を受け、子育てのストレス緩和に努めています。今年度はコロナ禍により、必要に応じて個人面談を行っていますが、日常的に連絡表での情報交換を密に行い、子どもの様子を共有しています。クラス活動は、玄関ボードや掲示物に写真や説明を付けて、その日の保育活動を伝えています。保護者の相談内容は記録し、内容により園内の対応に留まらず、適切な機関を紹介する体制も整えています。相談内容はクラスの保育士だけでなく、必要に応じて園長や主任が受ける体制ができています。

【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期 発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

〈コメント〉

藤沢市保健計画や保育園規則に虐待などの禁止、児童虐待防止法の遵守について明記しています。保護者には入園時に虐待の早期発見・早期対応について児童虐待防止法に従い、必要に応じて関係機関に通報することを伝えています。視診、着替え、表情、態度などの観察から、虐待を見逃さないように早期発見・早期対応に努め、虐待の疑いがある場合は、全職員、市の保育課、児童相談所等関係機関との連携を図り、対応の協議を行います。

職員は年間を4期に分け、人権月案計画を作成し、各テーマについて意見交換や自己評価を行っています。また、全国保育士会発行の虐待チェックリストにより、日々を振り返り、考え、気づきを確認し、子どもの人権を守ることの理解を深めています。園は、虐待の予防について更に傾注していきたいとしています。

A-3 保育の質の向上

第三者評価結果

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価) を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めてい

b

〈コメント〉

指導計画の評価・反省を各クラスや職員会議で行い、年度末に総合的な振り返りや見直しをしています。職員会議では、各クラス(年齢別)の保育士の自己評価から課題を抽出し、課題の誘因を複数の観点から採り上げ、保育活動の理解を深めています。また、発達コーディネーターの研修を受けた職員を中心に、配慮の必要な園児のケースから子どもの特性を捉え、正しい知識を身に付けながら園全体で統一した支援が出来る保育カンファレンスに力を入れています。

今年度も、年度初めに全職員が「目標管理シート」を作成し、面談を受けながら進捗状況を報告しています。園長や主任は、状況に応じて助言や指導をし、保育士のモチベーションとスキルアップに努め、園の質の向上に繋げています。園長は、保育士の専門的な知識を深めることはもちろんのこと、あらゆる角度から保育全般の理解ができる体得の積み重ねを重視していますが、更に保育士自身の自己研鑽が必要だと考えています。

第三者評価結果

а

b

С